

階層区分及び定義 当該年度分の税額が次の区分に該当する世帯 (4月～8月にあつては前年度分)			保護者負担額 教育・保育標準時間 【 】内は保育短時間	
1号認定児	A1	被保護世帯	0円	
	A2	市町村民税額	0円	
	A3		所得割額77,100円以下	4,000円
	A4		所得割額211,200円以下	5,000円
	A5		所得割額211,201円以上	6,000円
2号認定児	B1	被保護世帯	0円	
	B2	市町村民税額	0円【 0円】	
	B3		所得割額48,599円以下	7,000円【 6,000円】
	B4		所得割額57,699円以下	10,000円【 8,000円】
	B5		所得割額77,100円以下	13,000円【11,000円】
	B6		所得割額96,999円以下	20,000円【18,000円】
	B7		所得割額168,999円以下	23,000円【20,000円】
	B8		所得割額300,999円以下	26,000円【23,000円】
	B9		所得割額396,999円以下	28,000円【25,000円】
	B10		所得割額397,000円以上	30,000円【27,000円】
3号認定児	C1		被保護世帯	0円
	C2	市町村民税額	0円【 0円】	
	C3		所得割額48,599円以下	9,000円【 8,000円】
	C4		所得割額57,699円以下	12,000円【10,000円】
	C5		所得割額77,100円以下	15,000円【13,000円】
	C6		所得割額96,999円以下	24,000円【22,000円】
	C7		所得割額168,999円以下	35,000円【32,000円】
	C8		所得割額300,999円以下	40,000円【37,000円】
	C9		所得割額396,999円以下	45,000円【42,000円】
	C10		所得割額397,000円以上	50,000円【47,000円】

備考：ひとり親家庭、兄弟関係等により減額される場合があります。